4

ある。現在のところ、米英仏などの

五大核兵器保有国やその同盟国を中

盟諸国を主体とする「一定期間延 心とする「無期限延長」派と、非同

一派が依然鋭く対立し、勝敗は予

断を許さない状況である。

根強いのは、いろまでもなく、同条

がまれにみる不平等条約であり、

長には反対、という主張がこれほど

長期の延長は必要だが無期限の延

原爆投下五十周年の今年は、

目されるのは、十七日からニューヨ いろ予定されているが、当面最も注 題をめぐる重要な動きが内外でいろ

ークの国連本部で開かれる核不拡散 条約(NPT)の延長会議の帰結で



熊夫

につながる恐れがあるからだ。 無期限延長はこの不平等性の恒久化

たはずの一連の権利が、概して画餅 ば、義務受諾と引き換えに与えられ 戦後の今日、様々な欠陥が目立つ。 ろじて成立したNPT体制には、冷 から核兵器の禁止、全廃への道筋 とくに開発途上国の立場からすれ は、いまだに全くついていない。 発症妥協とバランスのうえにかろ 一九六〇年代の国際政治状況下で

丁発効四年後(七四年)にインドが

国の「事前同意権」を明記した二国 平和目的の原子力活動からも核爆弾 かけられるようになったからだ。 可能であるなどの理由で、原子力技 の原料であるプルトニウムの製造が 実施した核実験が契機となり、本平 術協力や機器輸出に厳しい歯止めが これらの歯止めは現在、一部供給

力義務(六条)を十分には履行して わない。そのうえ彼らは過去二十五 務づけられているのに、五大核兵器 年の間、条約で明記された核軍縮努 おらず、その結果、核実験企面停止 国のみは、このような義務を一切負 (IAEA)による厳格な査祭を戦 に保持を禁止され、国際原子力機関 世界の大多数の国が核兵器の開発 条)が、その後の技術的検証の結 果、死文化したのは仕方がないとし 満が募る。たとえば、「平和目的の 利用に関する技術協力に参加する 核爆発」の便益を受ける権利(五 ても、いずれの締約国も原子力平和 家が十分に生かされていない。 NP 「奪い得ない権利」を持つとした四

(がへい)に終わっているという不

間原子力協定や原子力供給国グル る。NPTに加盟し、IAEA査察 網の目のように張りめぐらされてい プによる輸出自主規制などの形で 裏切られたわけである。 ると思った途上国は、完全に期待を に原子力平和利用の恩恵にあずかれ を忠実に受け入れさえすれば、自由 とうした中で、ドイツなど西欧諸

NPT加盟の開発途上国のニーズに 手を差し伸べるべきであろう。 切った日本政府としては、ころした 半前、NPT無期限延長支持に踏み わらず、米国などの強い圧力で一年 对して、できる限りの理解と協力の くの日本国民の切なる願望にもかか 広島・長崎市民をはじめとする名

活動を認められている。 理やブルトニウム利用を含む広範な 分野に限り、使用済み核燃料の再加 外交交渉の末、現在では平和利用の 国と日本だけは、七〇年代後半から 〒年介にわたる米国などとの激しい ジア非核地帯条約」構想に広げてい は域内各国相互の核査祭導入をひと 想などが提唱されている。この構想 力地域協力機構= 「アジアトム」 構 から、アジア諸国を対象とした原子 つの柱としているが、将来は「東ア その具体策の一つとして、かねて

の傘に守られながら、他方で、こう 中国以外のアジア諸国が複雑な思い これに対して、種々の制約の下で苦 たけ気づいているだろうか。 独自の原子力開発を推進している。 した「準核兵器国」的な地位を得て を抱いていることに、私たちはどれ い原子力活動を強いられている、 その結果日本は、一方で米国の核

なイニシアチブを発揮することと

ようなNPTを囮えた新しい地域安 の持ち込みも禁止するものだ。との 方、核兵器は持たず、核保有国から

 全保障制度の構築のために、創造的

国が原子力の平和利用は進める

くべきであろう。との条約は、加盟

にこたえることもできまい。 ず、日本に対するアジア諸国の信頼 も、NPTの弱体化は早晩避けられ 今回無期限延長が実現したとして そ、日本独自の外交課題である。 五大国に同調して、ただNPT無

(東海大教授、初代外務省原子力